

令和7年度 第1回新複合施設建設委員会次第

日 時：令和7年7月14日（月）

午後1時30分～

場 所：文化センター 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 役員の互選

(2) これまでの経過

(3) 新複合施設 実施設計について

事前配布資料・資料1

(4) 今後のスケジュール

資料2

(5) そ の 他

4. 閉 会

【新複合施設建設委員会】

(敬称略)

氏名	役職	所属・役職	分野	備考
松下 重雄	委員長	公立大学法人 長野大学 環境ツーリズム学部教授	学識経験者	
中嶋 登	委員	坂城町議会 議長	町議会議員	
山城 峻一	〃	坂城町議会 社会文教常任委員会 委員長	町議会議員	
祢津 明子	〃	坂城町議会 議員 (中之条)	町議会議員	
武田 和雄	〃	坂城町シニアクラブ連合会 会長	福祉	
塚田 明	〃	坂城町民生児童委員協議会 会長	福祉	
中澤 範子	〃	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター センター長	福祉	
宇治 春菜	〃	健康運動指導士	保健	
宮澤 宏	〃	坂城町校長会 代表 (坂城中学校長)	教育(学校)	
高井 資昌	〃	坂城町スポーツ協会 会長	教育(スポーツ)	
石坂 博香	〃	子育てサークル 副代表	子育て	
上野 敬一	〃	坂城町社会福祉協議会 会長 坂城町社会教育委員 代表	福祉・生涯学習	
柳沢 謙樹	〃	坂城町区長会 会長	まちづくり(自治区)	
野村 繁	〃	坂城町区長会 会長代理	〃	
鈴木 雅視	〃	坂城町商工会長	まちづくり(産業)	
金田 信善	〃	テクノハート坂城協同組合 事務局長	まちづくり(産業労働)	
若麻績 節子	〃	公募委員		
小宮山 能康	〃	公募委員		
柳澤 玉枝	〃	公募委員		

【オブザーバー】

(敬称略)

氏名	所属・役職
嶋本 耕三	嶋本・SCOP共同企業体 (コンストラクション・マネジメント≒発注者側支援事業者)
跡部 嵩幸	〃
西澤 広智	(株)宮本忠長建築設計事務所 (実施設計業務事業者) 建築(総合)主任
内堀 克哉	〃 建築(総合)担当
小口ゆずき	〃 建築(総合)担当
林部 直樹	協力事業所 (株)田中建築設計事務所 (建築 (積算))
渡邊 貴弘	〃 (株)環境設備設計 (機械設備)
寺田 圭那	〃 (株)環境設備設計 (〃)
金森 春樹	〃 技術士事務所 ハル.カナモリ (電気設備)

【坂城町】

(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
山村 弘	坂城町長	
白井 洋一	坂城町副町長	
長崎 麻子	坂城町企画政策課 課長	
伊達 博巳	〃 コーディネーター	
小河原 秀昭	〃 まち創生推進室 室長	
竹内 知輝	〃 主事	
中川 樹季	〃 主事	

(1) これまでの経過について

① 実施設計ヒアリング

ヒアリング対象者	グループ・施設名	開催日	備考
各部門 職員	地域包括支援センター	5月26日(月) 10時～	
	老人福祉センター	5月26日(月) 13時30分～	
	子育て支援センター	5月26日(月) 15時15分～	
	保健センター	5月28日(水) 13時30分～	
	図書館	6月5日(木) 10時～	

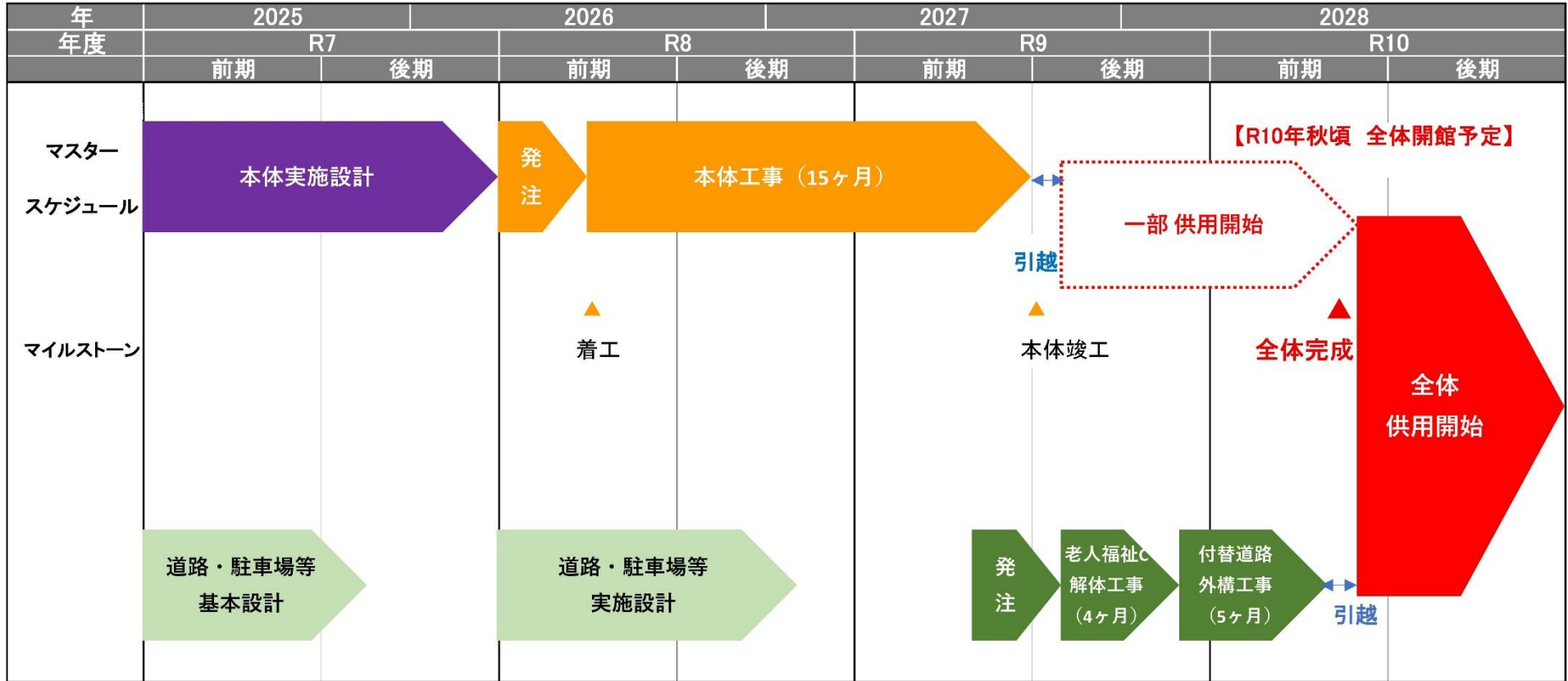
② 実施設計にともなう打ち合わせ

開催日	内 容
4月15日(火)	第1回業務打ち合わせ ・実施設計業務の確認事項・業務工程表について ・実施設計ヒアリング各部門との打合せについて ・開発計画の確認事項 ・設備確認・検討(非常用発電機と蓄電池・中水利用の方針等)
5月1日(木)	第2回業務打ち合わせ ・実施計画ヒアリング各部門との打合せについて ・開発計画についての確認事項 ・地中熱の検討について ・補助金申請に向けて
5月16日(金)	第3回業務打ち合わせ ・駐車場計画について ・実施設計ヒアリング各部門との打合せについて ・Nearly ZEBに向けた省エネ・創エネ検討について ・安心の蛇口移設に係る県水との打合せについて
5月30日(金)	第4回業務打ち合わせ ・BCP対応方針の確認 ・実施設計ヒアリング各部門との打合せ結果について
6月13日(金)	第5回業務打ち合わせ ・駐車場計画について ・平面図について ・建設委員会について
6月26日(木)	第6回業務打ち合わせ ・駐車場計画、太陽光発電パネル、マンホールトイレについて

③ そ の 他

実施日	内 容
6月12日(木)	中部電力パワーグリッドとの電柱移設立ち合い
6月24日(火)	楽天モバイル中継局移設立ち合い
7月1日(火)	上田水道管理事務所との県水本管、安心の蛇口の移設協議
7月9日(水)	N T T 共架電柱の移設立ち合い

坂城町 新複合施設 マスタースケジュール



保健福祉等複合施設建設委員会設置要綱

令和4年9月1日告示第42号

(設置)

第1条 保健福祉等複合施設（以下「複合施設」という。）の建設について協議するため、保健福祉等複合施設建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 複合施設の建設に係る基本的な方針及び計画並びに設計に関し、広く町民の意見を徴し、整備計画を作成すること。
- (2) その他複合施設の建設検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 福祉、保健及び介護に関わる者
- (3) 教育・子育てに関わる者
- (4) 生涯学習の推進に関わる者
- (5) まちづくりに関わる者
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、複合施設の建設に関し、意見等を求めることが必要であると町長が認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事項の完了をもって満了するものとする。

2 委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬額は、委員長については日額7,600円、委員については日額7,200円とする。ただし、半日（4時間以内）の場合における報酬は、2分の1の額とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。